

京都市会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市会議長 田中 明秀

京都市会規則第3号

京都市会会議規則の一部を改正する規則

京都市会会議規則の一部を次のように改正する。

第125条第2号中「京都市個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう」を「個人に関する情報で、個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(市会事務局議事課)